令和2年度

第４回 新見市下水道事業審議会

令和３年1月２９日

新見市建設部下水道課

●第４回下水道事業審議会の内容

①第３回審議会の振り返り
②使用料のシミュレーション

①第３回審議会の振り返り

★ 下水道使用料算定の統一について

【現　状】

☆公共下水道区域・・・・・・水道使用量に基づく【従量制】で算定しています。

☆公共下水道以外の区域・・・世帯人数に基づく【人頭制】で算定ししています。

↓

【将　来】

☆すべての区域・・・・・・・水道使用量に基づく【従量制】で算定に統一します。

メリット
- 不公平感の解消
- 算定方法が明快
- 使用者の手続きの簡素化
- 節水意識の向上
- 事務手続きの簡素化

デメリット
- 月々の使用量の多い方は負担増
- 井戸水などの水道水以外の使用者が多いため認定水量で算定する件数が増加

また、【従量制】に統一した場合、年間で約1,350万円の減収になるため、このことを踏まえ使用料の見直しを検討する必要があります。

上記について、ご審議頂き、ご承認頂きました。

①第３回審議会の振り返り

★ 使用料体系の考え方について

国土交通省から発出された「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」を参考に、現行どおり基本使用料と従量使用料を組み合わせた二部使用料制を基本とし、使用水量の多寡に応じて従量使用料の単価を上げていく逓増型を採用します。

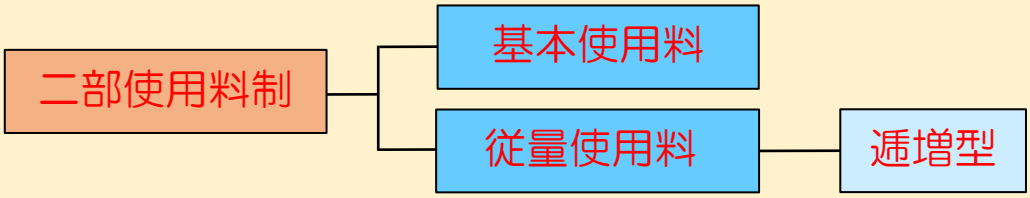

基本水量の設定については、「導入目的が不明確になっている事業体が多いことなどの理由で、解消させていくことが望ましい」との方向性が示されていますが、小規模な事業体では安定的な収入を得られないことや、県内においても岡山市・津山市以外の市では6～10㎥で設定していることから、従来どおり10㎥に設定します。

県内下水道使用料体系比較表

No.	市名	徴収月/回	基本水量（m3）					
			0	～6	～8	～10	～16	～20
			基本使用料（税抜）					
1	岡山市	2	1,076					
2	倉敷市	※1			1,010			
3	津山市	2	1,680					
4	玉野市	1				1,200		
5	笠岡市	1			800			
6	井原市	2						2,280
7	総社市	2						2,080
8	高梁市	1			970			
9	新見市	1				1,200		
10	備前市	※1			1,300			
11	瀬戸内市	1		1,100				
12	赤磐市	1			1,050			
13	真庭市	2					2,400	
14	美作市	1		900				
15	浅口市	1			1,200			

上記について、ご審議頂き、ご承認頂きました。

③使用料体系の考え方

第3回審議会資料再掲

●使用料水準を検討後、使用料体系の検討を行う必要があります。

★使用料体系の検討にあたっては、次に掲げる項目を検討する必要があります。

検　討　項　目	検討の考え方
①基本使用料と従量使用料について	使用量の減少が見込まれるため、経営の安定性を確保するため、基本使用料の収入割合を高めることが考えられます。
②基本水量の設定について	少量使用者への負担増に配慮をした上で、基本水量を見直すことが考えられます。

★基本使用料の割合を高めた場合のメリット・デメリット

メリット	デメリット
固定的な収入の割合が高まるため、経営の安定性が増します。 将来的に水洗化人口の減少や節水機器の普及が進んでも使用料収入の落ち込みの影響を小さくすることができます。	基本使用料は使用水量に関わらず発生するため、少量使用者の負担が相対的に重くなります。

★基本水量を廃止または、引き下げることによるメリット、デメリット

メリット	デメリット
使用水量に応じた適正な対価を求めることで、負担の公平性が図られます。 基本水量内利用者の不公平感が軽減されます。	基本使用料単価または、従量使用料単価の見直しを併せて実施しない場合、少量使用者の使用料が著しく増加する可能性があります。

①第３回審議会の振り返り

★使用水量別【収入割合】について

下水道使用料を使用水量別にまとめたところ、基本使用料内が約１７％、11～40㎥までが約52％で合計、約70％になり、収入割合が多い使用水量域ということがいえます。

使用水量	使用料収入（千円）	収入割合	件数／年間（件）	件数／月間（件）
～10m3	55,919	17.2%	38,347	3,196
11m3～20m3	63,204	19.5%	29,920	2,493
21m3～30m3	66,621	20.5%	19,347	1,612
31m3～40m3	39,915	12.3%	7,983	665
41m3～50m3	22,547	7.0%	3,396	283
51m3～60m3	10,861	3.4%	1,302	109
61m3～	65,358	20.1%	2,064	172
合　計	324,425	100.0%	102,359	8,530

約70%

★使用水量別【件数割合】について

【補足資料】

件数を使用水量別にまとめたところ、基本使用料内が約38％、11～30㎥までが約48％、合計約86％になり、件数割合が多い使用水量域ということがわかります。

使用水量	件数／年間（件）	件数／月間（件）	件数割合
～10m3	38,347	3,196	37.5%
11m3～20m3	29,920	2,493	29.2%
21m3～30m3	19,347	1,612	18.9%
31m3～40m3	7,983	665	7.8%
41m3～50m3	3,396	283	3.3%
51m3～60m3	1,302	109	1.3%
61m3～	2,064	172	2.0%
合　計	102,359	8,530	100.0%

約86%

★平均使用水量について

１世帯（１件）の1ヶ月当たりの平均使用水量は、令和元年度実績で19.8㎥になりますが、大口使用者の使用水量分も含まれており過大に算出されるため、下表のとおり使用水量範囲毎に平均使用水量をまとめました。

●使用水量累計別　平均使用水量

使用水量範囲別	使用水量（m3）	件数（件）	平均使用水量（m3／件）
0～10m3	159,953	38,347	4.2
0～20m3	622,006	68,267	9.1
0～30m3	1,101,062	87,614	12.6
0～40m3	1,379,140	95,597	14.4
0～50m3	1,531,174	98,993	15.5
0～60m3	1,602,430	100,295	16.0
全　体	2,026,305	102,359	19.8

平均使用水量は、0～10㎥の範囲（基本水量内）では、4.2m3、0～20㎥まで範囲を広げた場合は9.1㎥となります。

一般世帯と大口使用者の境界が無いため、一般世帯の平均使用水量は、上表で読み解くことになります。

①第３回審議会の振り返り【補足】

★営業費用の説明について

（千円）

収益的支出	職員給与費	39,712
	動力費	48,915
	光熱水費	803
	通信運搬費	4,972
	修繕費	31,688
	材料費	1,676
	薬品費	9,808
	委託料	172,135
	その他	36,614
	営業費用	346,323
	企業債償還金利息	234,611
	営業外費用	234,611
	特別損失	―
	収益的支出合計	580,934

（千円）

資本的支出	建設改良費	212,375
	企業債償還金	864,887
	その他	―
	資本的支出合計	1,077,262

下水道事業支出合計	1,658,196

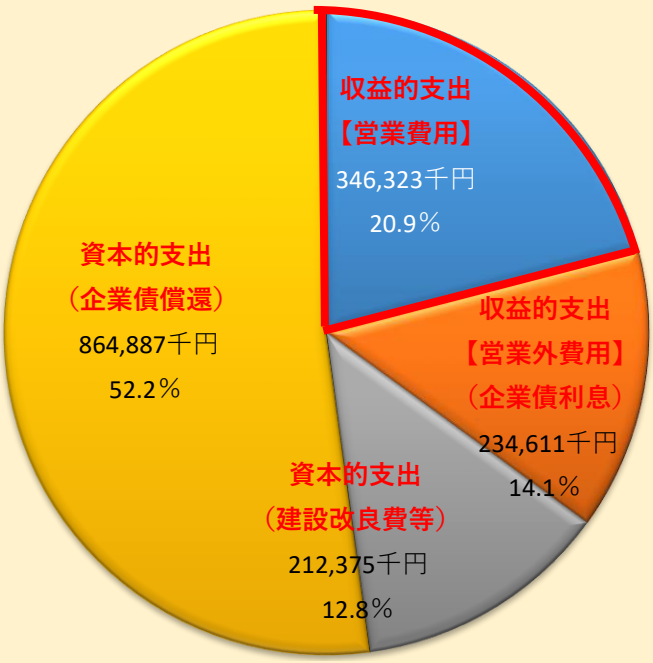

下水道事業の支出の内訳を、表と円グラフで表しました。

下水道使用料で賄いたい、「営業費用」は赤太線で囲んだ部分になります。

営業費用は、下水道事業を実質的に経営していく費用（主たる営業活動から生ずる費用）になります。

①第３回審議会の振り返り【補足】

★収入（使用料収入）の説明について

（千円）

収益的収入	使用料収入	333,941
	繰入金（基準内）	9,189
	その他	4
	営業収益	343,134
	繰入金（基準内）	570,072
	繰入金（基準外）	157,247
	その他	6,042
	営業外収益	733,361
	特別利益	－
	収益的収入合計	1,076,495

（千円）

資本的収入	企業債	81,300
	繰入金（基準内）	115,577
	繰入金（基準外）	363,855
	国庫補助金	50,540
	負担金・分担金	15,841
	その他	5,000
	資本的収入合計	632,113

下水道事業収入合計	1,708,608

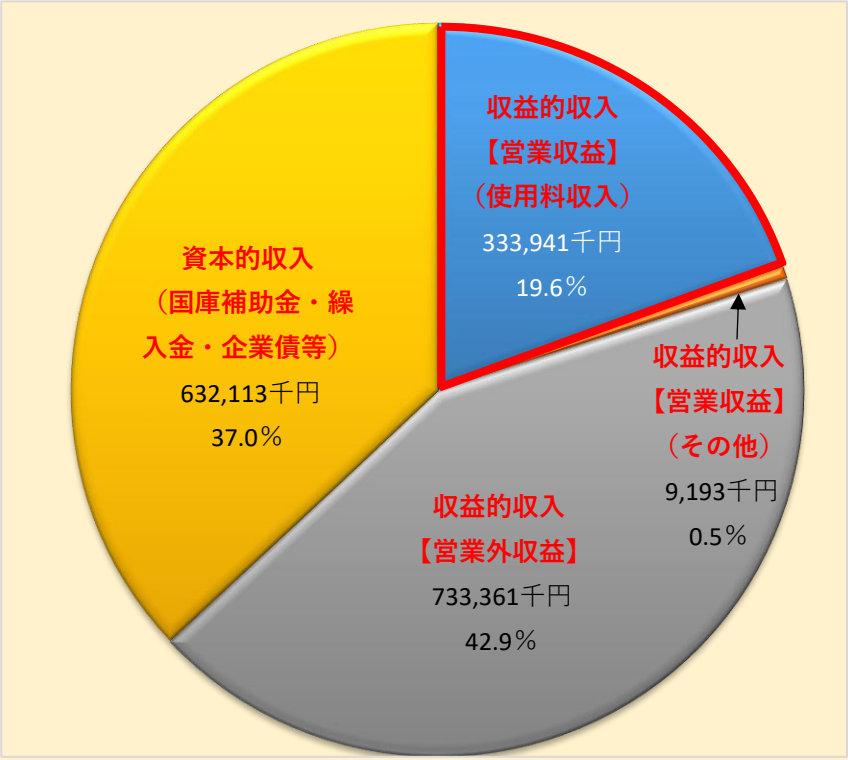

下水道事業の収入の内訳を、表と円グラフで表しました。
営業費用を賄うための「下水道使用料」は赤太線で囲んだ部分になります。

②使用料シミュレーションについて

前回、使用料体系について、下記のとおり5パターンを提示し、ご審議頂きました。

この5パターンの使用料体系と、「現行使用料体系」「すべての使用料体系を従量制に統一」の収入額・パターン別使用料を比較し「別添資料.1」及び「別添資料.２」にまとめています。

【黄色】は、使用料収入総額・基本使用料収入額・従量使用料収入額になります。

【水色】は、現行使用料に対する増減率になります。

【桃色】は、基本使用料収入と従量使用料収入の割合になります。

また、上記5パターンで10年間営業した場合の、営業費用平均額との差額は下記の表のとおりです。

現行使用料のまま営業を継続した場合、１年間で約4,750万円の収入不足になります。

（千円）

10年間平均営業費用	339, 584

使用料体系パターン	１０年間平均 使用料収入額	年間平均差額
現行使用料	292, 124	▲ 47, 460
パターン⓪ （全て従量制）	280, 451	▲ 59, 133
パターン①	340, 721	1, 137
パターン②	341, 968	2, 384
パターン③	339, 508	▲ 76
パターン④	341, 531	1, 947
パターン⑤	345, 019	5, 435

②使用料シミュレーションについて

★ 別添資料.3
一般家庭5人世帯をモデルケースとして、下水道使用料の計算（例）及び人頭制と従量制の使用料金を比較しまとめています。

★ 別添資料.4
別添資料.3の計算方法に基づき、人頭制の1人世帯から10人世帯までを、従量制の10m3～50m3までと比較しています。

★ 別添資料.5
別添資料.4で示した、それぞれの使用料を人頭制の使用料を基準に比率(%)で表示しています。

◎ご審議頂きたい事項

●使用料水準の改定について
営業費用を下水道使用料で賄えるよう、現行使用料収入を約20%増額することについて、ご審議頂きたい。

●使用料体系の検討について
上記の使用料改定を行うとした場合に、どのような使用料の体系にすべきかをパターン①～⑤をベースに、ご審議頂きたい。

④使用料のシミュレーション

第3回審議会資料再掲

● 使用料体系（案）
前回の審議会「将来の経営シミュレーションについて」で検討しましたとおり下水道使用料で営業費用を賄うため、使用料体系を５パターン検討します。

【パターン①】
- 基本使用料は現状維持
- 従量使用料（11～30㎥）を35%増
- 従量使用料（31㎥～　）を40%増

【パターン②】
- 基本使用料を10%増
- 従量使用料を30%増

【パターン③】
- 基本使用料、従量使用料ともに20%増

【パターン④】
- 基本使用料を30%増
- 従量使用料を15%増

【パターン⑤】
- 基本使用料を40%増
- 従量使用料を10%増

（税抜き／円）

使用料体系パターン	基本使用料	従量使用料 基本水量～30m3	従量使用料 31m3～
現行使用料	1,200	130	150
パターン①	1,200	175	210
パターン②	1,320	170	195
パターン③	1,440	160	180
パターン④	1,560	150	175
パターン⑤	1,680	145	165

※5円単位で切上げ